

# トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.146 January 2015

### Contents

#### 投資情報

広東、天津、福建に新たな自由貿易試験区を設立.....2

#### 投資情報 Q&A

Q:不動産登記制度の変更内容について教えてください

～「不動産登記暫定条例」の公布～ .....5

#### 税務情報

国家税務総局が「一般租税回避防止管理弁法」を公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」より～ .....8

#### 会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第11回

金融商品の表示－改訂(その2) .....11

新刊のご案内「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版 -日中対訳-」.....16

中国業務に関する主なお問合せ先.....18

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室  
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 広東、天津、福建に新たな自由貿易試験区を設立

2014年12月28日、全国人民代表大会 常務委員会において『国務院への授権による、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区拡張区域内における「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」と「台湾同胞投資保護法」が規定する関連行政審査認可の暫定的調整に関する決定』(以下、「常務委員会決定」)が可決されました。これにより、自由貿易試験区が設置される広東省、天津市、福建省の対象区域及び上海市内の拡張区域の地理的範囲、これらの区域における外商投資企業の設立等に関連する行政審査認可の試験的な届出制への移行が打ち出されました。この常務委員会決定は2015年3月1日より施行されます。

#### 1. 対象区域

常務委員会決定では、広東省、天津市、福建省に新たに設立される自由貿易試験区に含まれる区域及び今回拡張され新たに自由貿易試験区となる上海市内の区域を詳細に規定しています。

自由貿易試験区名称	設置区域の概要(括弧内は面積)	
中国(広東)自由貿易試験区(以下、「広東自貿区」)	新設	広州南沙新区、深セン前海蛇口、珠海横琴新区 (116.2 km <sup>2</sup> )
中国(天津)自由貿易試験区(以下、「天津自貿区」)		天津港、天津空港、濱海新区中心商務(119.9 km <sup>2</sup> )
中国(福建)自由貿易試験区(以下、「福建自貿区」)		平潭、廈門、福州(118.04 km <sup>2</sup> )
中国(上海)自由貿易試験区(以下、「上海自貿区」)	拡張	陸家嘴金融、金橋開発、張江高科技(91.9 km <sup>2</sup> ) * 既存区域(28.8 km <sup>2</sup> )との合計面積は 120.7 km <sup>2</sup>

#### 2. 試験的に届出制へ移行される行政審査認可

2015年3月1日から試験的に停止される行政審査認可項目は、「広東自貿区、天津自貿区、福建自貿区及び上海自貿区拡張区域における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、「暫定的調整目録」)に規定されています。その内容は台湾投資企業の設立に関する行政審査認可に関する1項目を除けば、2013年の上海自貿区創設に際し公表された「中国(上海)自由貿易試験区における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、「上海自貿区暫定的調整目録」)<sup>1</sup>の規定と同じです。つまり、通常は商務部または商務部が権限委譲する各地方人民政府の主管商務部門により行われる、外商投資企業の設立、経営期間の延長、合併・分割等に係る行政審査認可が停止され、2015年3月1日より3年間の期限付きで試験的に届出制へ変更されます。また、今回の暫定的調整目録には台湾投資企業の設立に係る行政審査認可の届出制への移行が盛り込まれていることから、複数の自由貿易区を設立することにより、上海自由貿易区とは異なる地域性を活かしたそれぞれの自由貿易区の発展が意図されていることが窺えます。暫定的調整目録により停止される12項目の行政審査認可項目は下表の通りです。

<sup>1</sup> 詳細は、「トーマツチャイナニュース Vol.130 (2013年9月号)」を参照のこと。

No	行政審査認可項目	関連法律・条項	具体的内容
1	外資企業の設立	外資企業法 第六条	外資企業の設立申請は、国务院对外経済貿易主管部門或いは国务院より授権された機関が審査認可を行う。
2	外資企業の分割、合併或いはその他重要事項の変更	外資企業法 第十条	外資企業の分割、合併或いはその他重要事項の変更は、審査認可機関に報告して認可を受け、且つ、工商行政管理機関で変更登記手続きを行わなければならない。
3	外資企業の経営期間	外資企業法 第二十条	外資企業の経営期間は外国投資者が申告し、審査認可機関が認可する。経営期間が満了し延長の必要がある場合、期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を行わなければならない。
4	中外合併企業の設立	中外合併企業法 第三条	各合併当事者が締結した合併協議、契約、定款は、国家对外経済貿易主管部門に報告し、審査認可を受けなければならない。
5	中外合併企業の合併期間延長	中外合併企業法 第十三条	合併期間を約定している合併企業で、各合併当事者が合併期間の延長に同意している場合、合併期間満了の6か月前までに審査認可機関に申請を行わなければならない。
6	中外合併企業の解散	中外合併企業法 第十四条	合併企業に深刻な欠損、一方の当事者による契約や定款に規定される義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、各合併当事者が協議、同意し、審査認可機関へ報告し認可を受け、国家工商行政管理主管部門で登記を行うことで、契約を終了させることができる。
7	中外合作経営企業の設立	中外合作経営企業法 第五条	中外合作経営企業の設立申請は、中外の合作当事者が締結した協議、契約、定款等の文書を国务院对外経済貿易主管部門或いは国务院が授権する部門と地方政府に提出し審査認可を受けなければならない。
8	中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更	中外合作経営企業法 第七条	中外合作経営当事者が合作期間中に協議し合作企業契約の重大な変更に同意した場合、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。
9	中外合作経営企業の合作企業契約における権利、義務の譲渡	中外合作経営企業法 第十条	中外合作経営当事者の一方がその合作企業契約における全部の或いは一部の権利、義務を譲渡する場合、他方の同意を得て、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。
10	中外合作経営企業の第三者への経営管理の委託	中外合作経営企業法 第十二条第二項	中外合作経営企業の成立後、経営管理を中外合作当事者以外の第三者に委託することに変更する場合、董事会或いは連合管理機関の一致した同意を得て、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。

No	行政審査認可項目	関連法律・条項	具体的内容
11	中外合作経営企業の 合作期間延長	中外合作経営企業法 第二十四条	中外合作経営企業の合作期間は、中外合作当事者が協議し、合作企業契約に明記する。中外合作当事者が合作期間の延長に同意した場合、合作期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。
12	台湾同胞投資企業の設立	台湾同胞投資保護法 第八条第一項	台湾同胞投資企業の設立申請は、国務院規定の部門或いは国務院規定の地方人民政府に申請を提出し、審査認可機関は申請の受理から45日以内に認可の可否を決定しなければならない。

### 3. 留意点

今回の常務委員会決定は、新たな自由貿易試験区の地理的範囲及び試験的に届出制に移行される行政審査認可項目を定めたものであり、その運用や届出制の対象となる外商投資プロジェクト等の詳細は明らかになっていません。暫定的調整目録が上海自貿区暫定的調整目録の内容とほぼ同じであることから、2013年の上海自貿区創設時と同様、今後、広東省、天津市、福建省の新たな自由貿易試験区においても、2015年3月以降も引き続き行政審査認可が要求される外商投資プロジェクト等のリスト(ネガティブリスト)や、届出手続きに関する補充通達が公布される可能性が高いと考えられます。加えて、現行の上海自貿区で既に導入されている区内企業やそのグループ企業に対する金融規制の緩和策<sup>2</sup>や特定の業種に対する規制緩和等の導入にも留意する必要があります。一方で、それぞれの自由貿易試験区の特性を意識した独自の政策が打ち出される可能性もあり、今後の動向が注目されます。

<sup>2</sup> 現行の上海自貿区における金融分野の規制緩和には、国内外グループ企業間における専用口座を利用した人民元・外貨のプーリングや集中決済等がある。詳細は「トーマツチャイナニュース Vol.136 (2014年3月号)」を参照のこと。

## 投資情報 Q&A

### Q:不動産登記制度の変更内容について教えてください ～「不動産登記暫定条例」の公布～

A:2014年11月24日に「不動産登記暫定条例」(国务院令第656号、以下“本条例”と表記)が公布され、2015年3月1日に施行されます。従来は対象不動産ごとに登記機関や登記内容が異なっていましたが、本条例では、国土資源部門が不動産登記管理の主管部門として統一登記制度の確立を目指すと共に、不動産登記情報のプラットフォームの構築を進めるとしています。

本条例が施行された背景として、まず2007年に施行された「物権法」(主席令第62号)が挙げられます。物権法では不動産に対する統一登記制度の確立を謳っていたにもかかわらず、その後、2008年2月から「土地登記弁法」(国土資源部[2007]第40号令)、2008年7月から「家屋登記弁法」(建設部[2008]168号令)が施行されるなど、各部門による登記弁法の制定が相次ぎ、登記管理の統一化には程遠い状況でした。

実務的にも、これまでは外商投資企業が自社工場を建設した場合、“国有土地使用証”を国土資源部門より、次に“家屋所有権証”を建設部門より取得する必要がありました。また、農村では同一不動産に対して4部門(国土資源部門、建設部門、農業部門、林業部門)での登記が必要なケースも見受けられました。このような重複登記において登記内容の齟齬や漏れが生じ、権利帰属の不明確さに起因する係争なども見られていたため、統一登記制度の確立が求められていました。

#### ■ 登記対象

本条例では、“不動産とは、土地、海域及び建屋、林木等の定着物を目指す”と定義しており、右図に該当する不動産の権利について登記を行うとしています。

外商投資企業では、自社で用地を取得し工場を建設する場合と、開発区等よりレンタル工場等を賃借する場合があります。前者の場合には、本条例の適用対象となる国有土地使用権<sup>3</sup>の取得が前提であり、右図の登記対象の“建設用地の使用権”がこれに該当します。更に、建物の所有権も登記対象となります。

従来は、建物の施工後に土地建物を一体として不動産管理局に登記し直し、建設部門(実務的には建設部門に属する“房地產交易中心”等)により房地產権証の発行を受けていました。しかし本条例では、国土資源主管部門が全国の不動産登記業務の指導、監督に責

#### 登記対象となる不動産の権利

- 集団土地の所有権
- 建屋等の建築物、構築物の所有権
- 森林、材木の所有権
- 耕地、林地、草地等の土地の請負経営権(中国語:承包經營權)
- 建設用地の使用権
- 住宅用地の使用権
- 海域の使用権
- 地役権
- 抵当権
- 法律が登記を必要と規定するその他の不動産権

<sup>3</sup> 国有土地使用権は、有償土地使用権と無償割当土地使用権に大別される。前者のみに譲渡、賃貸、抵当権の設定が認められるが、外商投資企業による無償割当土地使用権の取得は中国側出資者による現物出資以外には原則として認められない。

任を負い、“県級以上の地方人民政府が一つの部門を当該行政区域の不動産登記機構として確定する<sup>4</sup>”旨を定めています。従いまして、本条例の施行後は、国土資源部門が中央レベルでの主管部門となる一方で、地方の不動産登記機構が国有土地使用権、建屋の所有権登記等の登記実務を行い、県級以上の地方人民政府が当該登記業務の責任を負うこととなります。

## ■ 登記申請

本条例では、企業は不動産所在地の県級人民政府の不動産登記機構にて登記申請を行い、同機構の審査を経て、不動産の権利帰属証書(中国語:不動産権属証書)或いは登記証明が発給されます。また、登記の完了時点は登記事項の不動産登記簿への記載時となることが定められています。更に今後、全国規模で統一的な不動産登記簿を構築するとしており、当該登記簿には以下項目が記載されることとなります。

- 不動産の位置、住所、空間区分、面積、用途等の自然状況
- 不動産権利の主体、類型、内容、出所、期限、権利変更等の権利帰属の状況
- 不動産権利に関する制限、注意事項
- その他関連事項

また、売買、抵当権設定等により不動産登記を申請する場合には、当事者双方が共同で申請しなければならないとされていますが、以下の状況に該当すれば、一方の当事者単独による申請が認められています。

- 未登記不動産の初回登記を申請する場合
- 相続、遺贈を受け不動産権利を取得する場合
- 人民法院、仲裁委員会の効力を有する法律文書或いは人民政府の効力を有する決定等により、不動産権利を設定、変更、譲渡、焼失する場合
- 権利者の姓名、名称或いは自然状況に変更が発生し、変更登記を申請する場合
- 不動産の消失或いは権利者の不動産権利の放棄により、抹消登記を申請する場合
- 修正登記或いは異議登記を申請する場合
- その他、法律行政法規の規定により、一方の当事者単独での申請を可能とするその他の状況

尚、国土資源主管部門は関連部門と共同で統一的な“不動産登記情報管理基礎プラットフォーム(以下、“同プラットフォーム”と省略)”を構築し、不動産登記機構により入力される登記情報を、同プラットフォームを通じて、国、省、市、県の各レベルで共有するとしています。

但し、本条例では不動産登記機構に関する詳細を始め、登記手順や同プラットフォームの構築などの具体的な内容を定めておらず、詳細は補充通達の公布を待つ必要があります。

<sup>4</sup> 本条例では、不動産登記機構を地方の国土資源部門、建設部門(或いはその他の部門)のいずれに設置するのかを明確には定めていない。



## ■ 登記情報の閲覧、保護

本条例では、権利者、利害関係者であれば不動産登記資料の照会、複製が可能と定めています。一方、単位、個人が不動産登記資料を照会する場合には、まず不動産登記機構へ照会目的を説明しなければならず、照会により得た不動産登記資料をその他の目的で使用することも認められていません。また、権利者の同意を経ずに、照会で得た不動産登記資料を漏洩してはならないとも定められており、漏えい行為或いは当該情報の不適切な利用による他者への損害が生じた場合には、賠償責任等を負うため、注意が必要です。

## ■ 留意点及び今後の動向

本条例では、施行後も引続き、既存の各種不動産の権利帰属証書及び不動産登記簿は有効である旨が定められており、現状、外商投資企業等が有する国有土地使用権証等に対し、変更手続きを求めています。

しかし今後、不動産の新たな登記、変更登記等を予定する企業は注意が必要です。本条例では、不動産登記の際の窓口となる“不動産登記機構”の詳細を始め、登記手順や同プラットフォームの構築に関する具体的な情報は定められていません。また、現時点では「土地登記弁法」、「家屋登記弁法」等は廃止されていないものの、本条例では“本条例の施行前に公布した不動産登記に関連する行政法規の規定と本条例の規定が一致しない場合、本条例規定に基づく”と定めています。

本条例では“国土資源主管部が実施細則を関連部門と共同で制定する”としていますので、今後、登記手続きの具体的手順が明確化されると考えられるため、注意が必要です。

尚、既に工商登記情報や税関登記情報については公示プラットフォームが構築され<sup>5</sup>、利害関係者の有無を問わず閲覧が可能となっていますが、前述の通り、不動産の登記情報開示は限定されている状況です。しかし、国土資源部は 2017 年を目途に不動産登記情報の公開検索プラットフォームの開始を目指しており<sup>6</sup>、将来的には不動産登記情報が公示されると共に、その検索も可能となる予定ですので、利便性の向上が期待できます。

<sup>5</sup> 工商行政管理总局は“企業情報公示システム”を立ち上げている。同システムの詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134(2014 年 1 月号)、Vol.143(2014 年 10 月号)」を参照のこと。

税関は“中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォームを立ち上げている。同プラットフォームの詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144(2014 年 11 月号)」を参照のこと。

<sup>6</sup> 参照情報：中国政府網「国土部：2017 年実現不動産登記信息公开查詢」。

## 税務情報

### 国家税務総局が「一般租税回避防止管理弁法」を公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」より～

中国国家税务总局(以下「国税総局」)は 2014 年 12 月 2 日に「一般租税回避防止管理弁法(試行)」(以下「弁法」)を公布した。当該弁法は 2015 年 2 月 1 日より施行される。

特別納税調整の一つとして、一般租税回避防止規則は 2008 年から施行された企業所得税法の第 47 条に初めて規定された。また、国税総局が 2009 年に公布した「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2 号、以下「2 号文」)には、一般租税回避防止管理に関する原則的な規定が置かれている。今回公布された弁法は、企業所得税法および 2 号文と合わせて、一般租税回避防止管理に対して、より包括的で透明性のある法的枠組みを与えるものである。

新しい弁法の主なポイントは以下の通りである。

#### 適用範囲

弁法第 2 条によると、当該弁法は税務機関が企業所得税法第 47 条に基づき租税回避行為に対して特別納税調整を実施する場合に適用される。弁法によれば、租税回避行為は以下の 2 つの特徴を有する。

- 税務上のベネフィットを得ることが唯一、もしくは主な目的である
- 形式は税法規定に合致するものの、その経済実態とは合わない方法で税務上のベネフィットを得る

弁法によると、「税務上のベネフィット」とは企業所得税納税額の減少、免除および繰延をいう。

また弁法第 2 条では、以下の 2 つの状況に対して弁法は適用されないと規定している。

- クロスボーダー取引あるいは支払と関係のない取引スキーム
- 納税回避、過少納税額の追納回避、税金の騙し取り、脱税、納税拒否および発票虚偽発行等の違法行為

弁法第 6 条では、企業の取引スキームが移転価格、コストシェアリング、被支配外国企業および過少資本等のその他の特別納税調整の対象となる場合、まずその他の特別納税調整の関連規定を適用すべきであることを明確にしている。同じように、企業の取引スキームに受益者、特典制限条項等の租税条約の条項および租税条約の適用に関わる国内法の規定が適用される場合、まず租税条約の適用に関わる規定を適用すべきとされている。

最後に、最近の国税総局担当者の弁法関連政策に関する記者との質疑応答によると、当該弁法は 698 号通達で触れている中国国外での間接持分譲渡に対する調整にも同じように適用される。



## 調整方法

税務機関は以下のうちのいずれかの方法により租税回避行為に対し調整を行い、税務上のベネフィットを否認することができる。

- 取引スキームの全部または一部の取引の性質を改めて定める
- 税務上、取引当事者の存在を否定する、あるいは当該取引当事者と他の取引当事者を同一実体とみなす
- 関連する所得、控除、税務優遇、外国税額控除等の性質を改めて定め、あるいは取引当事者間で再分配を行う
- その他の合理的な方法

## 一般租税回避防止の作業プロセス

弁法は一般租税回避防止調査、調整の作業プロセスについて説明するとともに、プロセスの各段階における税務機関および納税者の権利と義務についても明確にしている。

### 1) 立案

一般租税回避防止調査の対象となり得る企業を識別する主な責任は末端の主管税務機関が負っているが、一般租税回避防止案件の複雑性を考慮し、立案申請は省レベルの税務機関が同意した後、国税総局が審査する。

### 2) 調査

一般租税回避防止調査は主に主管税務機関が実施する。どのように調査を実施するかについて、弁法は一章を設けて規定している。

税務機関は調査において、納税者に広範囲にわたる関連資料の提出を要求する権限を有する。これには、取引スキームの背景に関する資料、ビジネス目的の説明資料、取引スキームに関わる内部、外部の資料等が含まれる。納税者は「税務調査通知書」の受領日から 60 日以内に関連資料を提出しなければならない。特殊な状況がある場合、最長 30 日までの期限の延長を申請することができる。企業が資料を提出できない場合、主管税務機関は規定に基づき査定を行うことができる。

税務機関は情報交換手続きあるいはその他の手段を通じて国外の関連資料を入手する権限を有し、また企業のために取引スキームのプランニングを行った企業や個人に対して資料を提出するよう要求することもできる。

### 3) 「特別納税調査調整通知書」の発行

主管税務機関は国税総局が立案に同意した日から 9 ヶ月以内に審査を行わなければならない。一般租税回避防止案件の調整案等は全て省レベルの税務機関に報告し、その同意を得た後、国税総局の審査を受ける。

国税総局が調整の実施に同意した場合、主管税務機関は納税者にまず「特別納税調査初歩調整通知書」を発行する。納税者は当該通知書の受領日から 7 日以内に異議を申し立てることができ、主管税務機関が省レベルの税務機関に報告して同意を得た後、国税総局の審査を受ける。納税者が異議を申し立てなかった場合、あるいは異議が受け入れられなかった場合、主管税務機関は「特別納税調査調整通知書」を発行する。

#### 4) 争議処理

一般的な税務調査案件と同様、納税者が税務機関の一般租税回避防止に係る調整の決定に対して不服がある場合、関連の法律法規の規定に従って法律救済を申請することができる。調整により国内において二重課税が生じる場合、国税総局が調整を行い解決する。また調整により国際的な二重課税が生じる場合、納税者は相互協議の申立てをすることができる。

#### コメント

弁法は、中国税務機関がいつ、どのように一般租税回避防止調査、調整を実施するかについて具体的に規定しているという点で、全体的にはポジティブな意義を有している。特に現在、国際的に「税源浸食と利益移転」(BEPS)のプロジェクトが進められている中で、一般租税回避防止規則の重要性も日増しに高まっており、弁法の発布は時宜を得たものと言える。

立案申請も最終的な特別納税調整案の決定も、全て国税総局の審査を受ける必要があるが、これは国税総局が一般租税回避防止に係る調整の実施に対して慎重な態度をとっていることを示している。国税総局は末端の税務機関がアグレッシブに一般租税回避防止規則を適用することにより、ビジネスにネガティブな影響を与えることを防ごうとしているのかもしれない。

弁法はまた、主管税務機関による案件の審査に9ヶ月の期限を設けている。このことは、調査の効率を上げ、納税者にとっての確定性も高めることになるだろう。しかしながら、納税者は「税務調査通知書」の受領日から60日以内に関連資料を提出しなければならない(最長30日までの期限の延長は申請できる)ため、必要となった場合に速やかに取引スキームのビジネス目的と経済実態の説明を行うことができるように、納税者は関連の取引スキームに係る同期資料を準備しておく必要がある。

## 会計情報

### 新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第 11 回

#### 金融商品の表示－改訂(その 2)

##### 1. はじめに

今回は、前回に引き続き、2014年6月に改訂された「企業会計準則第37号－金融商品の表示」(以下、「改訂37号準則」)について解説します。

前回トーマツ チャイナ ニュースVol.145(2014年12月号)での解説のとおり、本37号準則の改訂はIAS第32号「金融商品：表示」とIFRS第7号「金融商品：開示」を強く意識した内容になっており、改訂37号準則とIAS第32号、IFRS第7号との対応関係は、下表のとおりとなっています。今回は改訂37号準則の第1章から第5章までの前半部分(総則、金融負債と資本性金融商品の分類、特殊な金融商品の分類、収益及び自己株式、金融資産と金融負債の相殺)について解説しましたので、今回は第6章から第10章の後半部分、即ち、金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示、金融商品から生じるリスクの開示、金融資産の譲渡の開示、移行規定、付則について解説します。なお、現時点で、改訂37号準則に関連する応用指南は公表されていません(注)。

改訂 37 号準則		国際財務報告基準	
第2章～第5章	<ul style="list-style-type: none"><li>● 金融負債と資本性金融商品の分類</li><li>● 特殊な金融商品の分類</li><li>● 収益及び自己株式</li><li>● 金融資産と金融負債の相殺</li></ul>	IAS第32号	<ul style="list-style-type: none"><li>● 負債及び資本</li><li>● 複合金融商品</li><li>● 自己株式</li><li>● 利息、配当、損失及び利得</li><li>● 金融資産と金融負債の相殺</li></ul>
第6章～第8章	<ul style="list-style-type: none"><li>● 金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示</li><li>● 金融商品から生じるリスクの開示</li><li>● 金融資産の譲渡の開示</li></ul>	IFRS第7号	<ul style="list-style-type: none"><li>● 財政状態及び業績に対する金融商品の重要性</li><li>● 金融商品から生じるリスクの内容及び程度</li><li>● 金融資産の譲渡</li></ul>

##### 2. 金融商品の財政状態及び経営成績に対する影響の表示

改訂 37 号準則では、金融商品の分類について、「企業会計準則第 22 号—金融商品の認識及び測定」(以下、22 号準則)の分類に従っています。22 号準則は、今回の 2014 年の一連の大改訂の対象ではなく、その金融商品の分類方法は、2005 年時点の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を参考に作成されているため、IFRS 第 9 号「金融商品」導入前の体系になっている点に留意が必要です。

以下、その前提で、金融商品の財政状態及び経営成績に対する影響の表示において定められている主要な開示要求項目を要約します。

区分	主要な開示要求事項
一般原則	財務諸表を作成する際に採用した金融商品に関する重要な会計方針、測定的基础や財務諸表の理解に関連する他の会計方針等の情報を開示しなければならない。
貸借対照表関連① 帳簿価額	<p>貸借対照表または関連する注記の中で、次の金融資産または金融負債の帳簿価額を表示しなければならない。</p> <p>(一) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産。売買目的金融資産と当初認識時に公正価値をもって測定しかつその変動を損益に計上するものとして指定された金融資産とを区別する。</p> <p>(二) 満期保有目的投資。</p> <p>(三) 貸付金及び未収債権。</p> <p>(四) 売却可能金融資産。</p> <p>(五) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融負債。売買目的金融負債と当初認識時に公正価値をもって測定しかつその変動を損益に計上するものとして指定された金融負債とを区別する。</p> <p>(六) その他の金融負債。</p>
貸借対照表関連② 貸付金或いは未収債権	<p>貸付金或いは未収債権を、公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産に指定した場合、以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 企業の、当該貸付金または未収債権の貸借対照表日における信用リスクに対する最大エクスポージャー。</p> <p>(二) 関連するクレジット・デリバティブまたは類似する金融商品が、信用リスクに対する当該最大エクスポージャーを軽減する金額。</p> <p>(三) 当期中の及び累計の、信用リスクの変動に起因する当該貸付金または未収債権の公正価値の変動額。</p> <p>(四) 当期中の及び当該貸付金または未収債権の指定後の累計で発生した、関連するクレジット・デリバティブまたは類似の金融商品の公正価値の変動額。</p>
貸借対照表関連③ 公正価値をもって測定する金融負債	<p>特定の金融負債を、公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融負債に指定した場合、以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 当期中及び累計での、信用リスクの変動に起因する当該金融負債の公正価値の変動額。</p> <p>(二) 当該金融負債の帳簿価額と契約満了日に契約の約定に基づいて支払わなければならない金額との差額。</p>
貸借対照表関連④ 金融資産の分類変更	金融資産について分類変更を行い、当該金融資産の認識後の測定的基础を変更する場合、当該金融資産を分類変更する前後の公正価値または帳簿価額、及び分類変更の理由を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑤ 金融負債と資本性金融商品との間の分類変更	特殊な金融商品について、金融負債と資本性金融商品との間で分類変更した場合、企業は、それぞれについて分類変更前後の公正価値または帳簿価額及び分類変更の日と理由を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑥ 担保	負債または偶発負債の担保として差し入れている金融資産の帳簿価額及び当該担保に関連する契約条件を開示しなければならない。
貸借対照表関連⑦ 減損損失引当金	独立した引当金勘定を設置し、信用損失により減損した金融資産をクラス毎に記録すると共に、減損損失引当金の期首残高、当期計上・当期戻入・当期取崩・当期償却の金額、その他変動金額および期末残高等の情報を開示しなければならない。

区分	主要な開示要求事項
貸借対照表関連⑧ 金融負債の情報 開示	<p>短期の未払債務以外の金融負債について、企業は、次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 当期中に債務不履行となった金融負債の元本、利息、減債基金または償還条件等の詳細。</p> <p>(二) 債務不履行となっている金融負債の期末における帳簿価額。</p> <p>(三) 財務報告が承認され外部に提供されるまでに、債務不履行について採用した解消措置、債務の条件に関する再交渉等の状況。</p>
損益計算書関連	<p>金融商品に関連する次の収益、費用、利得または損失を開示しなければならない。</p> <p>(一) 当期の全ての種類の金融資産と金融負債に係る利得または損失。</p> <p>(二) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産または金融負債を除く、実効金利法で計算する金融資産または金融負債に係る金利収益・金利費用の総額、当期の損益に直接計上するが実効金利の決定時に含まれていない手数料収益及び支出。</p> <p>(三) 企業が、他者の代理として信託や他の受託業務により資産を保有する、または投資することにより形成される、当期の損益に直接計上する手数料収益及び支出。</p> <p>(四) 既に減損した金融資産に係る金利収入。</p> <p>(五) 金融資産のクラス毎の減損損失。</p>
ヘッジ取引関連① ヘッジの説明	<p>各種ヘッジ取引に関する次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 各種ヘッジの説明。</p> <p>(二) ヘッジ手段の説明及びその期末の公正価値。</p> <p>(三) ヘッジされるリスクの性質。</p>
ヘッジ取引関連② キャッシュ・フロー・ヘッジ	<p>キャッシュ・フロー・ヘッジ取引に関連する、次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) キャッシュ・フローの発生及びそれが損益に影響を及ぼすと予想される期間。</p> <p>(二) 以前にヘッジ会計を用いて処理したが、発生しないと見込まれる予定取引の説明。</p> <p>(三) 当期にその他の包括利益に認識された金額。</p> <p>(四) 当期に所有者持分から損益計算書の各項目に組替えた金額。</p> <p>(五) 当期に予定取引から発生した非金融資産または非金融負債の当初認識時に所有者持分から振替えられた金額。</p>
ヘッジ取引関連③ 利得または損失	<p>次のヘッジ会計に関連する情報を単独で開示しなければならない。</p> <p>(一) 公正価値ヘッジの当期にヘッジ手段から生じた利得または損失、及びヘッジ対象にヘッジされたリスクから生じた利得または損失。</p> <p>(二) キャッシュ・フロー・ヘッジの当期の非有効部分から生じた利得または損失。</p> <p>(三) 在外事業体に対する純投資ヘッジの非有効部分から生じた利得または損失。</p>
公正価値の開示① クラス別開示	<p>金融資産及び金融負債のクラス毎に、帳簿価額と比較できるような方法で公正価値を開示しなければならない。</p>
公正価値の開示② 公正価値を開示しないケース	<p>活発な市場における相場価格がなく、かつその公正価値を信頼性をもって測定することができない等の理由で、公正価値に関する情報を開示しない場合、次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 金融商品に関する説明とその帳簿価額、及び公正価値が信頼性をもって測定できないためにその公正価値の開示をしていない旨と説明。</p> <p>(二) 金融商品の市場に関する情報。</p> <p>(三) 企業がこれらの金融商品を処分する意思があるか否か及びその処分方法。</p> <p>(四) 金融商品の認識を中止している事実、認識中止時の帳簿価額及び認識された利得または損失。</p>



### 3. 金融商品から生じるリスクの開示

改訂37号準則では、金融商品から生じるリスクについて、財務諸表の利用者が報告期末における金融商品から生じるリスクの内容と程度を評価し、企業のリスクに対するエクスポージャーをより良く評価できるよう、各種金融商品のリスクに関連する定性的及び定量的情報を開示しなければならない、と定めています。また、その関連するリスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等が挙げられています。ここで、改訂37号準則に定める各種リスクの定義をまとめます。

項目	定義
信用リスク	信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者に財務的損失をもたらすリスクを指す。
流動性リスク	流動性リスクとは、企業が、現金または他の金融資産を引き渡すことにより決済される債務を履行するにあたり、短期的な資金不足に直面するリスクを指す。
市場リスク	金融商品の市場リスクとは、市場価格の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。市場リスクには為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれる。
為替リスク	為替リスクとは、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが外国為替レートの変動によって変動するリスクを指す。為替リスクは、記帳本位通貨以外の外貨により評価を行う金融商品から生じる可能性がある。
金利リスク	金利リスクとは、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動するリスクを指す。金利リスクは、認識済の利付金融商品や未認識の金融商品（例えば、ローン・コミットメント）に生じる可能性がある。
その他の価格リスク	その他の価格リスクとは、金利リスクまたは為替リスクにより生じる変動以外の市場価格の変動により変動が生じるリスクを指す。

次に、これらのリスクに関する主要な開示要求項目を要約します。

項目	主要な開示要求事項
リスクに関する定性的情報	金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、次の定性的情報を開示しなければならない。 (一) リスクに対するエクスポージャー並びにそれが生じた理由及び当期中に生じた変化。 (二) リスク管理の目的・方針・手続、リスクを測定するために用いている方法及びこれらの当期中に生じた変化。
リスクに関する定量的情報	金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、クラス毎に次の定量的情報を開示しなければならない。 (一) 期末におけるリスクに対するエクスポージャーに関する定量的データの要約。 (二) 信用リスク、流動性リスク、市場リスクに関する情報。 (三) 期末におけるリスクの集中に関する情報。



項目	主要な開示要求事項
信用リスク	<p>信用リスクについて、企業は金融商品のクラス毎に、次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 利用可能な担保または信用補完を考慮に入れない状況において、貸借対照表日における企業の信用リスクに対する最大エクスポージャー。</p> <p>(二) 利用可能な担保または他の信用補完の情報及びそれが信用リスクに対する最大エクスポージャーに及ぼす財務的影響。</p> <p>(三) 期日が経過しておらず減損もしていない金融資産の信用度に関する情報。</p> <p>同時に、貸借対照表日における、期日を経過したまたは減損した金融資産の次の情報をクラス毎に開示しなければならない。</p> <p>(一) 期日が経過しているが減損していない金融資産の年齢分析。</p> <p>(二) 当該金融資産が減損していると判定する際に考慮した要因を含む、個別に減損していると判定された金融資産の分析。</p>
流動性リスク	<p>流動性リスクについて、企業は、金融負債の残余期間に基づいて作成した満期分析及びこれら金融負債の流動性リスクを管理する方法を開示しなければならない。</p> <p>(一) 非デリバティブ金融負債(金融保証契約を含む)の満期分析は、契約上の残余期間に基づき行わなければならない。</p> <p>(二) デリバティブ金融負債について、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解の重要な要素である場合に、満期分析は、契約上の残余期間に基づき行わなければならない。</p>
市場リスク	<p>金融商品の市場リスクについて、企業は、企業全体を基礎として市場リスクに対する感応度分析を行い、次の情報を開示しなければならない。市場リスクには為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれる。</p> <p>(一) 貸借対照表日にさらされている各種市場リスクの感応度分析。</p> <p>(二) 当期の感応度分析に用いた手法並びに仮定、及び、当期中の変更と理由。</p>

#### 4. 金融資産の譲渡の開示

改訂 37 号準則では、金融資産が譲渡されたものの資産の一部または全体の認識の中止がなされていない場合や、全体として認識が中止されたものの継続的関与がある場合には、一定の開示が要求されます。なお、開示が要求される場合とは、主に次の 2 つの場合をいいます。

- (一) 金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を、他者へ譲渡する場合。
- (二) 金融資産の全部または一部を他者へ譲渡するが、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を保持し、そのキャッシュ・フローを契約上の 1 名以上の受取人に支払う契約上の義務を負う場合。

ここに継続的関与とは、企業が、譲渡する金融資産に固有の契約上の権利もしくは義務を保持する場合、または、譲渡した金融資産に関する新たな契約上の権利もしくは義務を獲得する場合を指します。一方、譲渡した金融資産の将来の運用成績に対するいかなる利益も享受せず、将来において譲渡した金融資産に関するいかなる支払も行う責任のない場合、企業は、継続的関与を形成しません。

以上の金融資産の譲渡に関して、改訂 37 号準則で開示が要求される主な内容は次の通りです。

項目	主要な開示要求事項
金融資産の譲渡に関する開示①	<p>既に譲渡されたが、全体の認識が中止されるわけではない金融資産について、クラス毎に次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 譲渡金融資産の内容。</p> <p>(二) 所有権に係るリスク及び経済価値の内容。</p> <p>(三) 譲渡金融資産と関連する負債との間の関係の内容、等。</p>
金融資産の譲渡に関する開示②	<p>譲渡した金融資産全体に対し認識を中止したが、譲渡人が譲渡金融資産に継続的関与する場合、少なくとも形態ごとに次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(一) 継続的関与することにより認識する資産と負債の帳簿価額と公正価値及び貸借対照表における表示項目。</p> <p>(二) 継続的関与から生じる企業の損失への最大エクスポージャー及びその確定方法。</p> <p>(三) 既に認識を中止した金融資産を買戻すために必要となる割引前キャッシュ・フローまたは、譲受人に支払うべきその他の金額、及びこれらのキャッシュ・フローまたは金額の満期分析、等。</p>

## 5. 移行規定等

改訂 37 号準則の施行以前に存在した金融商品について、その会計処理が本準則の規定に合致しない場合には、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、遡及適用にて過年度の財務諸表を修正しなければなりません。また、外部に比較期間の財務諸表を提供する際、会計方針の変更により生じた累計の影響額を、比較財務諸表の最も早い期間における期首の留保利益で修正し、影響する財務諸表の他の関連項目の数字も合わせて修正する必要があります。また、2014 年度以降の期間の財務諸表において、改訂 37 号準則の要求に従い金融商品に関する開示を行わなければなりません。

(注) 改訂新企業会計準則「応用指南」については、現時点で、中国財政部などのインターネットでは開示されていませんが、以下のとおり、書籍として出版されており、内容として、改訂準則本文、応用指南、改訂準則本文の英語訳が含まれています。なお、現時点で、改訂37号準則に関連する応用指南は公表されていません。

「企業会計準則第2号—長期持分投資」

「企業会計準則第33号—連結財務諸表」

「企業会計準則第40号—共同支配の取決め」（以上、経済科学出版社より出版）

「企業会計準則第9号—従業員給付」

「企業会計準則第41号—他の企業への関与の開示」

「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」

「企業会計準則第39号—公正価値測定」（以上、中国財政経済出版社より出版）

## 新刊のご案内

### 「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版 -日中対訳-」

2014 年 12 月発刊 / B5 版 1,500 円 (税込 / 送料込) / 本文 178 ページ

有限責任監査法人トーマツ 中国室刊 \*書店でのお取り扱いはございません。

#### 【企業会計準則とは】

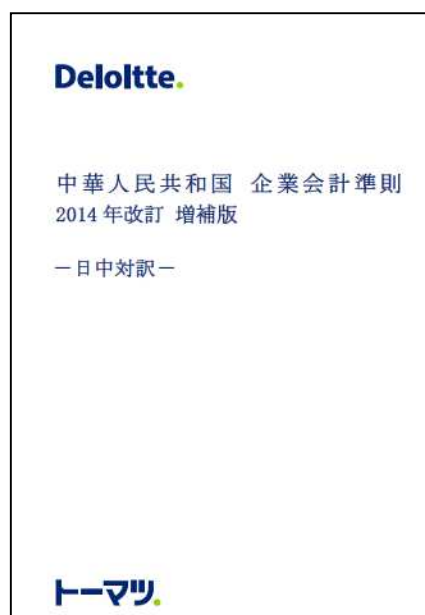
中国は、社会主義市場経済のさらなる発展を目指すべく、2006 年 2 月 15 日に「企業会計準則」を公表し、2007 年 1 月 1 日から上場企業に対して適用するとともに、それ以外の企業に対してもその適用を奨励してきました。「企業会計準則」の特徴は、部分的には中国特有の状況を反映させていますが、基本的には国際財務報告基準(IFRS)への収斂を指向したものであり、大筋では同等性が図られた内容となっています。

2014 年に入り、この「企業会計準則」のうち 5 つの具体準則の改訂及び 3 つの具体準則の新設が行われました。この 8 つの具体準則は、いずれも 2014 年 7 月 1 日より施行されており、「企業会計準則」を適用している企業は 2014 年 12 月期の決算より新しい「企業会計準則」に準拠した決算を行う必要があります。

#### 【本書の内容、構成】

有限責任監査法人トーマツ 中国室では、今回の「企業会計準則」の改訂に合わせ、「2014 年改訂 増補版」を出版いたします。本書には、2014 年に改訂、新設された 8 つの具体準則の中国語原文と和訳を収録しています。従いまして、現段階における「企業会計準則」の全体像を把握するには、2010 年出版の「中華人民共和国 企業会計準則及び応用指南」(前編、後編の 2 冊組)と「2014 年改訂 増補版」と併せてご利用いただくことをお勧めいたします。

本書は中国現地の中国人経理業務担当者等との意思疎通に活用いただけるよう、和訳だけでなく中国語原文も掲載した見開き対照形式で構成してあります。また、中国子会社を管理される日本本社及び中国現地法人で活躍される皆様が「企業会計準則」を理解されるためのツールとしてもぜひご利用ください。



#### 《購入申込書》

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346  
お問合せ 電話 ▶ 03-6720-8341

お申し込み	お届け先ご住所
「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版」 を ( ) 冊 申し込みます。	〒
貴社名 :	.....
部署名 :	.....
ご芳名 :	.....
	☎ ( )

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香  
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子  
執筆協力: デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

### 本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5  
名古屋ダイヤビルディング3号館  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
高橋 寿佳 / 前田 勝己

### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
林 和彦 / 三好 高志

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎  
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
田中 昭仁

#### 広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,  
510620 P.R.C.  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
滝川 裕介

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁  
谷口 直之(ERS)

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

### デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601  
野村 修一

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

#### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行  
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C  
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**